

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

ドクターヘリの運航事業者の確保等について

平素より、医療行政の推進にご尽力いただき御礼申し上げます。

救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を用いた救急医療の確保については、救急医療対策事業実施要綱（昭和 52 年医発第 692 号）に定めるドクターヘリ導入促進事業等により推進しているところですが、昨年来、一部の都道府県等において、ドクターヘリの計画運休や次年度の運航事業者の確保が困難となること等が生じています。また、関係自治体から、ドクターヘリの運航事業者の円滑な参入や安定的な運航の確保等のためのルールの見直しについての要望もいただいています。

このような状況を踏まえ、今般、下記の事項について、運航事業者の確保や運航事業者間の連携等の観点から、その取扱いを当面の間見直すことができることとしましたので、関係者への周知をお願いするとともに、救急医療体制の確保に向けて適切な措置が講じられますようお願いいたします。

併せて、貴都道府県において近隣都道府県からドクターヘリの運航を含む救急医療及び搬送体制の確保について協力依頼等があった場合には、都道府県域を越えた体制の構築にご協力いただくなど、適切な措置が講じられますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、国土交通省航空局と事前に調整済みであること、また、総務省消防庁に、各都道府県の消防関係部署等に対して各都道府県の衛生部局から救急医療及び搬送体制の確保について協力の要請があった際、適切な措置を講じるように助言等のご協力をお願いする旨を別途連絡しておりますことを申し添えます。

記

1. 予備機に関する事項

運航事業者は、「ドクターヘリ運航委託契約にかかる運航会社の選定指針について」（平成 13 年指第 44 号）別添の 4 に定める「年間を通して間断なく運航することが可能な台数保有すること」に則って、いわゆる予備機の保有等を図っているところ

るであるが、今般の事態等を受けて、新たな運航事業者の参入の促進、地域におけるドクターヘリの安定的な運航の確保又は他の地域におけるドクターヘリの運航事業者の確保等のため、都道府県等が必要と認める場合には、当面の間、現に予備機が確保されていない運航事業者に対しても、救急医療の関係者、関係自治体等と連携・調整の上、委託を行って差し支えないこととする。

2. ドクターヘリに同乗する整備士に関する事項

「ドクターヘリの安全運航のための取組について」（平成30年医政地発0725第3号）別紙1においては、整備士の主な役割は「機体と装備品の維持・整備」、「機体に搭乗して機長を補佐」及び「飛行中はナビゲーションの支援、無線通信を支援」とされており、飛行前・飛行後の点検や飛行間点検を含む機体と装備品の維持・整備、飛行中の地上との通信、ストレッチャーの搬出入等の業務を担うことが想定されている。

ヘリコプターの運航においては、一般に、設計者又は製造者が作成した整備手順書及び運航事業者が認可を受けた整備規程等に則り、整備士に加え操縦士も点検等を実施している例もあることから、ドクターヘリについても、各運航事業者が必要に応じて整備規程等を変更し、操縦士が所要の訓練等を受けることにより、一定の業務を担ううると考えられる。また、飛行中の地上との通信、ストレッチャーの搬出入その他の業務についても、必要な研修等を受講することにより操縦士も実施可能と考えられる。

このため、今般の事態等を受けて、新たな運航事業者の参入の促進、地域におけるドクターヘリの安定的な運航の確保又は他の地域におけるドクターヘリの運航事業者の確保等のため、都道府県等が必要と認める場合には、臨時的に必要と認める間、航空法関連法規及び整備規程等との適合並びに安全な運航の確保に十分留意しつつ、救急医療の関係者等と連携・調整の上、整備士に代わって操縦士を同乗者とすることは差し支えないこととする。

3. 留意事項

上記のような取扱いの見直しを行う場合には、運航体制や整備体制の変更について事前に当課に報告するとともに、機体の不具合への対応等の業務の実施状況について随時共有するようお願いする。

以上